

◎新潟県選挙管理委員会告示第77号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和6年9月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
山潟コミュニティハウス	新潟市中央区山二ツ1番地5	ホール1、ホール2及び会議室1	198.74	令和6年9月2日